

# 社会福祉士国家試験

## 実務経験証明書の様式と記入方法

- ・ 第36回社会福祉士国家試験『受験の手引』の抜粋です。
- ・ 証明権限を有する方に記載例やコード表などのページを参照し、作成してもらってください。
- ・ 実務経験証明書のみを社会福祉振興・試験センターに提出しても、**社会福祉士国家試験の受験申し込みをしたことにはなりません**のでご注意ください。

(受験申し込み手続き方法については、ホームページで確認してください)

**① 第36回試験を受験申し込みする(した)方へ**

- ・ 実務経験証明書の指定様式が不足した場合、使用してください。

**② 第37回試験以降に受験を予定している方へ**

- ・ 実務経験証明書の指定様式は令和6年8月上旬  
以降に公開する予定です。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48・49ページ
使用する 筆記具	ボールペン

社会福祉士国家試験  
**実務経験証明書**  
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和  年  月  日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長様

法人の名称				法人格コード
所在地	〒 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span>			
電話番号	— —			職印
代表者	役職	氏名		
証明書作成者	所属・役職等	氏名		認印

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事した（従事する見込みである）ことを証明します。

フリガナ				生年月日	
氏名				<input type="checkbox"/> 昭和 年月日生 <input type="checkbox"/> 平成	
施設・事業所・機関の名称					
施設(事業)等種類				施設・職種コード	
職種					
従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和		年	月	日から
	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和		年	月	日まで
受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。					

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和6年4月12日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
- 2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 3 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者（理事長、施設長等）に作成してもらう時は、この証明用紙と『受験の手引』を見せて証明してもらつてください。

## 病院・診療所職員用

区分2・区分3

※指定介護療養型医療施設及び介護医療院の「介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者)」の場合は、**施設・事業所・機関職員用**を使用してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48・49ページ
使用する 筆記具	ボールペン

社会福祉士国家試験  
**実務経験証明書**  
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和  年  月  日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長様

医療機関の名称			法人格コード
所在地	〒 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span>		職印
電話番号	— —		
代表者	役職	氏名	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印

次の者は、以下のとおり当病院・診療所において、下記アからエまでの社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事した(従事する見込みである)ことを証明します。

業務内容(退院後生活環境相談員以外の相談員の方は、次のアからエまでの業務をすべて行っていることが必要です)	
ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助	
イ 患者が抱える心理的・社会的问题の解決、調整に係る相談援助	
ウ 患者の社会復帰に係る相談援助	
エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	

フリガナ			生年月日
氏名			<input type="checkbox"/> 昭和 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 日 <input type="checkbox"/> 平成 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 日生
医療機関の名称			
医療機関種類	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 診療所	施設・職種コード
職種			1 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 5 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 2 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span>
従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 日から		
	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"></span> 日まで		
受験申し込み時に受験に必要な従業期間(3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上)に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください。(1日でも不足する場合は、受験資格と認められません)。			

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください(最終提出期限:令和6年4月12日(金)(消印有効))。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
- 2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 3 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者(理事長、施設長等)に作成してもらう時は、この証明用紙と『受験の手引』を見せて証明してもらってください。

## 市(区)町村社会福祉協議会職員用

区分 2 · 区分 3

※ 社協が運営する施設等職員の場合は、施設・事業所・機関職員用を使用してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48・49ページ
使用する 筆記具	ボールペン

社会福祉士国家試験  
**実務経験証明書**  
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和	年	月	日
-------------	---	---	---

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者（理事長、施設長等）に作成してもらう時は、この証明用紙と『受験の手引』を見せて証明してもらってください。

社会福祉協議会の名稱				法人格コード
所 在 地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			
電 話 番 号	- -			
代 表 者	役 職	氏 名		職 印
証明書作成者	所属・役職等	氏 名		認 印

次の者は、以下のとおり当社会福祉協議会において、下記の内容の社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事した(従事する見込みである)ことを証明します。

業 務 内 容
主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対する相談援助業務

フリガナ				生 年 月 日
氏 名				<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生
				<input type="checkbox"/> 平成
社会福祉協議会の名稱				
施設(事業)等種類	市(区)町村社会福祉協議会			施設・職種コード
職 種				2 6 3
従 業 期 間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日から
	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日まで
受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。				

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和6年4月12日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
- 2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 3 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

### 3 区分2・区分3 の受験申込者が提出するもの

#### 実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）（指定様式：71～81ページ）

◆本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。施設等の証明権限を有する代表者（理事長、施設長等）が作成・証明するものです。

◆施設等の種類によって、用紙が異なります。以下の指定様式を使用してください。

A	以下のB,C以外の施設・事業所・機関	→ 71・73ページ
B	病院・診療所 (指定介護療養型医療施設及び介護医療院の介護支援専門員は、上記Aを使用して下さい)	→ 75・77ページ
C	市（区）町村社会福祉協議会 (社協が運営する施設（事業）職員は、上記Aを使用して下さい)	→ 79・81ページ

記入例

**施設・事業所・機関職員用**

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48・49ページ
使用する 筆記具	ボールペン

区分 2 · 区分 3

**社会福祉士国家試験**  
**実務経験証明書**  
(兼 実務経験見込証明書)

① (証明書作成日) 令和 05年09月11日

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者（理事長、施設長等）に作成してもらう時は、この証明用紙と「受験の手引」を見せて証明してもらってください。

法人の名称	社会福祉法人 振興会		法人格コード	③ 0 2
所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷○-○-○		之会法社 理人振福 事印長興社	④
電話番号	03-3486-7521		役職	氏名
代表者	理事長	厚生次郎	所属・役職等	氏名
証明書作成者	総務課主任	山田三郎	認印	⑤ 山

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事した（従事する見込みである）ことを証明します。

⑥ フリガナ	フクシアイ	生年月日															
氏名	福祉愛	□昭和 11年11月1日生 ■平成															
施設・事業所・機関の名称	厚生苑																
施設(事業)等種類	指定介護老人福祉施設		施設・職種コード														
職種	生活相談員		⑦ 1 0 1 1														
従業期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">□昭和・□平成・■令和</td> <td style="width: 15%;">⑧ 0 4</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">0 4</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">0 1</td> <td style="width: 15%;">日から</td> </tr> <tr> <td>□昭和・□平成・■令和</td> <td>0 6</td> <td>年</td> <td>0 3</td> <td>月</td> <td>3 1</td> <td>日まで</td> </tr> </table> <p>受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。</p>			□昭和・□平成・■令和	⑧ 0 4	年	0 4	月	0 1	日から	□昭和・□平成・■令和	0 6	年	0 3	月	3 1	日まで
□昭和・□平成・■令和	⑧ 0 4	年	0 4	月	0 1	日から											
□昭和・□平成・■令和	0 6	年	0 3	月	3 1	日まで											

(注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和6年4月12日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。  
2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。  
3 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

⑨

## 受験を申し込む方へ

- (1) 1か所では従業期間が不足する方でも、複数事業所の従業期間を通算（合算）することで受験資格を満たせば受験申し込みができます。  
この場合には、実務経験ごとにそれぞれの勤務先で作成された実務経験証明書が必要となります。
- (2) 施設等の廃業等により実務経験証明書の提出が困難な場合には、個別に試験センターへお問い合わせください。
- (3) 証明書の作成者に、必ずこの「受験の手引」の実務経験証明書の作成に必要な部分（受験資格、実務経験コード番号表及びこの証明書の作成要領等）を示してください。
- (4) 受験申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を必ず提出してください（1ページ⑩参照）（※外国の国籍の方は住民票）。

## 施設・事業所・機関の方へ（証明書作成時の注意事項）

- (1) 実務経験コード番号表（24～37ページ）を参照し、間違いがないよう作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、受験申し込みを受理できません。
- (2) 受験申し込み時（証明書作成時）に受験資格に必要な従業期間を満たさない場合は、これを満たす見込みの日までを記入してください（例えば、令和6年3月31日に受験資格を満たす予定がある場合は、令和6年3月31日までの従事予定分を含めた内容の証明書を作成してください）。  
実務経験証明書を見込みで作成した場合は、受験資格に必要な従業期間が満たされた時点で直ちに確定した証明書を再交付してください。（最終提出期限：令和6年4月12日（金）（消印有効））
- (3) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。
- (4) 職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、このコピーを保存してください。
- (5) 不実・錯誤した内容を記載した場合、試験を無効とします（52ページ法第8条参照）。また、証明権限を有する代表者は、そのてん末を報告しなければなりません。
- (6) 消せるボールペン等は使用しないでください。
- (7) 「令和1年」は「令和元年」の記載でも可。

① 忘れずに記入してください。

ゴム印可。

※ 自己証明による実務経験証明書は認められません。他の証明権限を有する方に証明してもらう必要があります。  
ただし、他に証明権限を有する方がいない場合に限り、自身が代表者であることを証明する書類として、法人の登記簿謄本（登記事項証明書）の原本を、実務経験証明書に添付してください。

③ 24ページを参照し、コード（2ケタ）を記入してください。

④ 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。

個人経営等で職印がない場合に限り、行政等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。

⑤ 実際に当該証明書を作成した方（事務長、事務担当者等）が記名押印してください。

⑥ 氏名： 結婚等で現在の姓と異なる場合は、原則として現在の姓を記入してください。

（受験申込書の氏名と異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）が必要です。）

生年月日： 年号の□は、どちらかを塗りつぶしてください。

⑦ 受験申込者の所属する施設・事業所・機関名を記入してください。（法人名ではありません。）

施設（事業）等種類： 具体的な固有名称ではなく、25～37ページを参照し、施設・事業等の種類を記入してください。（通知の事項番号は記入しません。）

職種： 25～37ページを参照し、受験申込者が発令されている受験資格該当職名を記入してください。

25～37ページの実務経験として認められる職種が「相談援助業務を行っている〇〇」となっている施設（事業）等種類においては、職種欄にそのまま記入してください。

施設・職種コード： 25～37ページを参照し、コード（4ケタ）を記入してください。

⑨ 実務経験の対象となった日を算定開始日として記入してください。

証明書作成時に受験資格に必要な従業期間を満たさない場合は、満たす予定の日まで記入してください。（令和6年3月31日まで算定可能です。）

### 3 実務経験 区分2・区分3

短期大学等で指定科目を履修して卒業し、社会福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験「相談援助の業務の範囲」(14ページ「1 受験資格と受験申込区分の(1)の【区分2・区分3】に該当する方」)は、次の【実務経験コード番号表】の「(2)施設・職種コード」(25~37ページ)に示した施設(事業)・機関及び職種のとおりです。これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象になりません(厚生労働大臣が個別に認める場合を除く)。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号) 第2条(指定施設の範囲)】(52ページ参照)  
 【指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日社庶第29号)別添1】(53~59ページ参照)

#### 実務経験コード番号表

##### (1) 法人格コード 区分2・区分3

実務経験証明書の「法人格コード」欄には、次のうち該当する「コード」を記入してください。

法 人 格 (運 営 主 体)	コ ー ド
国・地方公共団体等の公的機関	0 1
社会福祉法人、(一般・公益)財団・社団法人、宗教法人、独立行政法人、学校法人等の非営利法人	0 2
医療法人等、病院・診療所を開設する法人及び個人	0 3
株式会社、有限会社等の営利法人(人材派遣会社はコード08)	0 4
特定非営利活動法人(N P O法人)	0 5
生活協同組合、農業協同組合、企業組合等の協同組合	0 6
その他	0 7
人材派遣会社 ※派遣先である運営主体でも、派遣元である人材派遣会社でも証明可能です。 (運営主体が証明できない場合は、人材派遣会社が証明してください)	0 8

##### (2) 施設・職種コード 区分2・区分3

次の施設・事業において、福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。(次表の施設種類欄内の番号は、通知の事項番号です。)

実務経験証明書の「施設(事業)等種類」、「職種」及び「施設・職種コード」欄には、次のうち該当する「施設種類」、「職種」及び「施設・職種コード」を記入してください。

- ※ 施設・職種ごとの要件の詳細については、通知(53~59ページ)の該当箇所を必ず確認してください。
- ※ 記入要領は、48・49ページ参照。

#### 職種の兼務について

福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が対象となります。

実務経験証明書の「職種」及び「施設・職種コード」欄の記入については、以下のようになります。  
 例) 指定通所介護を行う施設の「生活相談員兼介護職員」の場合、  
 「職種」欄は、必ず「生活相談員兼介護職員」と記入してください。  
 「施設・職種コード」欄は、[2011]のように、主たる業務である職種のコードを記入してください。

児童分野		施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児童相談所	1-(2)	児童福祉司	<b>1361</b>
		受付相談員	<b>1362</b>
		相談員	<b>1363</b>
		電話相談員	<b>1364</b>
		児童心理司、心理判定員	<b>1365</b>
		児童指導員	<b>1366</b>
		保育士	<b>1367</b>
母子生活支援施設	1-(3)	母子支援員、母子指導員	<b>1371</b>
		少年指導員（少年を指導する職員）	<b>1372</b>
		個別対応職員	<b>1373</b>
児童養護施設	1-(4)	児童指導員	<b>1381</b>
		保育士	<b>1382</b>
		個別対応職員	<b>1383</b>
		家庭支援専門相談員	<b>1384</b>
		職業指導員	<b>1385</b>
		里親支援専門相談員	<b>1386</b>
障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	1-(5)	★児童指導員（※2）	<b>1561</b>
		★保育士（※3）	<b>1562</b>
		心理指導担当職員	<b>1563</b>
		児童発達支援管理責任者	<b>1564</b>
		★児童指導員（※2）	<b>1391</b>
知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）〕	2-(32)	★保育士（※3）	<b>1392</b>
		★児童指導員（※2）	<b>1401</b>
知的障害児通園施設	2-(32)	★保育士（※3）	<b>1402</b>
		★児童指導員（※2）	<b>1411</b>
盲ろうあ児施設 〔盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設〕	2-(32)	★保育士（※3）	<b>1412</b>
		★児童指導員（※2）	<b>1421</b>
肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設〕	2-(32)	★保育士（※3）	<b>1422</b>
		★児童指導員（※2）	<b>1431</b>
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	1-(6)	児童指導員	<b>1432</b>
		保育士	<b>1433</b>
		個別対応職員	<b>1434</b>
		家庭支援専門相談員	<b>1441</b>
重症心身障害児施設	2-(33)	★児童指導員（※2）	<b>1442</b>
		★保育士（※3）	<b>1443</b>
		心理指導員（心理指導を担当する職員）	<b>1451</b>
児童自立支援施設	1-(7)	児童自立支援専門員	<b>1452</b>
		児童生活支援員	<b>1453</b>
		個別対応職員	<b>1454</b>
		家庭支援専門相談員	<b>1455</b>
		職業指導員	<b>1461</b>
児童家庭支援センター	1-(8)	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	<b>1571</b>
		★指導員（※1）	<b>1572</b>
障害児通所支援センターを除く事業	1-(9)	★児童指導員（※2）	<b>1573</b>
		★保育士（※3）	<b>1574</b>
		児童発達支援管理責任者	<b>1575</b>
		★障害福祉サービス経験者（※4）	<b>1576</b>
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	<b>1576</b>

児童分野		施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害児通所支援事業(児童発達支援センターを除く)	医療型児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	★児童指導員(※2)	<b>1572</b>
		★保育士(※3)	<b>1573</b>
		児童発達支援管理責任者	<b>1574</b>
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	<b>1576</b>
	放課後等デイサービス事業を行う施設 1-(9)	★指導員(※1)	<b>1571</b>
		★児童指導員(※2)	<b>1572</b>
		★保育士(※3)	<b>1573</b>
		児童発達支援管理責任者	<b>1574</b>
		★障害福祉サービス経験者(※4)	<b>1575</b>
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	<b>1576</b>
		★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	<b>1577</b>
		児童発達支援管理責任者	<b>1574</b>
	保育所等訪問支援事業を行う施設 1-(9)	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	<b>1577</b>
		児童発達支援管理責任者	<b>1574</b>
福祉法	障害児相談支援事業 1-(10)	相談支援専門員	<b>1581</b>
	乳児院 2-(2)	児童指導員	<b>2511</b>
		保育士	<b>2512</b>
		個別対応職員	<b>2513</b>
		家庭支援専門相談員	<b>2514</b>
	指定発達支援医療機関 (肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの) 2-(13)	里親支援専門相談員	<b>2515</b>
		★児童指導員(※2)	<b>2451</b>
	児童自立生活援助事業を行っている施設 2-(21)	★保育士(※3)	<b>2452</b>
		相談援助業務を行っている指導員	<b>2531</b>
		相談援助業務を行っている職員	<b>2561</b>
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所 2-(82)	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	<b>5081</b>

児童分野		施設・職種コード		
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
そ の 他	利用者支援事業を行っている施設	2-(25)	相談援助業務を行っている職員	<b>2901</b>
	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	2-(12)	相談援助業務を行っている職員(相談員)	<b>2291</b>
	支地 援域 事生 業活	障害児等療育支援事業を行っている 施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	<b>2441</b>
	心身障害児総合通園センター	2-(20)	相談援助業務を行っている職員	<b>2521</b>
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助 事業、夜間養護等事業) 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業 2-(22)〕		相談援助業務を行っている職員	<b>2541</b>
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている 施設 2-(28)		★児童指導員(※2) ★保育士(※3)	<b>2581</b> <b>2582</b>
	スクールソーシャルワーカー活用事業に 基づく教育機関 2-(72)		スクールソーシャルワーカー	<b>2741</b>
	子ども家庭総合支援拠点 2-(75)		相談援助業務を行っている職員	<b>5091</b>
	「医療的ケア児等とその家族への支援」を 行っている事業所 2-(83)		医療的ケア児等コーディネーター	<b>5111</b>

#### 注意事項

- (※1) 「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※2) 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

高齢者分野		施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 1-(22)	生活相談員	<b>1011</b>
		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	<b>1012</b>
	介護老人保健施設 1-(22)	支援相談員	<b>1021</b>
		相談指導員	<b>1023</b>
	介護医療院 1-(22)	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	<b>1022</b>
		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	<b>1611</b>
	指定介護療養型医療施設 1-(22)	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	<b>1031</b>
		包括的支援事業に係る業務を行う職員（※5） (保健師、主任介護支援専門員等)	<b>1041</b>
	地域包括支援センター 1-(23)	生活相談員	<b>2221</b>
		計画作成担当者	<b>2222</b>
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 〔指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む〕 2-(4)	生活相談員	<b>2011</b>
		生活指導員	<b>2012</b>
	指定通所介護を行う施設 〔基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設（※6） 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む〕 2-(41)、2-(45)	生活相談員	<b>2051</b>
		生活指導員	<b>2052</b>
	指定短期入所生活介護を行う施設 〔基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む〕 2-(41)	生活相談員	<b>2091</b>
		支援相談員	<b>2111</b>
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2-(43)	オペレーター	<b>2771</b>
		オペレーションセンター従業者	<b>2781</b>
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-(44)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	<b>2151</b>
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	<b>2171</b>
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む〕 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	<b>2791</b>
		生活相談員	<b>2191</b>
	指定複合型サービスを行う施設 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	<b>2192</b>
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	<b>2201</b>
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設 2-(47)	担当職員	<b>2211</b>
		第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-(49)	<b>2911</b>

## 注意事項

(※5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

(※6) 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

高齢者分野		施設・職種コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
老人福祉法	養護老人ホーム 1-(20)	生活相談員
		生活指導員
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1-(20)	生活相談員
		生活指導員
	軽費老人ホーム  〔都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム（A型、B型）、 ケアハウスを含む〕 1-(20)	生活相談員
		生活指導員
	老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1-(20)	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設 1-(20)	生活相談員
		生活指導員
	老人デイサービスセンター 1-(20)	生活相談員
		生活指導員
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1-(20)	相談援助業務を行っている職員
	有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員
その他	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(50)	生活援助員
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業  〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業〕 2-(51)	相談援助業務を行っている生活援助員
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(52)	相談援助業務を行っている職員

障害者分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所  (身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
精神保健に関する法律精神障害者	身体障害者福祉センター  (身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
		点字図書館	2321
		相談援助業務を行っている職員	
精神保健に関する法律精神障害者	精神保健福祉センター  精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344
知的障害者法	知的障害者更生相談所  知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354
障害者総合支援法	障害者支援施設  地域活動支援センター	★生活支援員（※7）	1121
		就労支援員	1122
		サービス管理責任者	1123
	福祉ホーム	★指導員（※7）	1131
	基幹相談支援センター	管理人	1141
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	5121
	身体障害者更生援護施設  身体障害者更生施設 (肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設)	★生活支援員（※7）	2831
		★生活指導員（※7）	2832
	身体障害者療護施設	★生活支援員（※7）	2841
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活指導員（※7）	2842
	身体障害者福祉工場	★生活支援員（※7）	2851
	精神障害者生活訓練施設	★生活指導員（※7）	2852
	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★指導員（※7）	2861
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1191
	精神障害者福祉工場	精神障害者社会復帰指導員	1192
	精神障害者福祉ホーム	精神保健福祉士	1201
	精神障害者福祉ホーム	精神障害者社会復帰指導員	1202
精神障害者社会復帰施設	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1211
	精神障害者福祉工場	精神障害者社会復帰指導員	1212
	精神障害者福祉ホーム	管理人	1221
	知的障害者更生施設 (入所、通所)	★生活支援員（※7）	1231
	知的障害者更生施設 (入所、通所)	★生活指導員（※7）	1232
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員（※7）	1241
知的障害者援護施設	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活指導員（※7）	1242
	知的障害者通勤寮	★生活支援員（※7）	1251
	知的障害者通勤寮	★生活指導員（※7）	1252

障害者分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
障害者総合支援法	生活介護を行う施設 1-(27)	★生活支援員(※7)	1271	
		サービス管理責任者	1272	
	自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練) 1-(27)	★生活支援員(※7)	1281	
		サービス管理責任者	1282	
	就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む) 1-(27)	★生活支援員(※7)	1291	
		就労支援員	1292	
		サービス管理責任者	1293	
	就労継続支援を行う施設 (A型、B型) 1-(27)	★生活支援員(※7)	1301	
		サービス管理責任者	1302	
	就労定着支援を行う施設 1-(27)	就労定着支援員	1621	
		サービス管理責任者	1622	
	自立生活援助を行う施設 1-(27)	地域生活支援員	1631	
		サービス管理責任者	1632	
	療養介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	1261	
	短期入所を行う施設 (身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む) 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2341	
	重度障害者等包括支援を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2351	
	共同生活介護を行う施設 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2361	
	共同生活援助を行う施設 (精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む) 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2371	
障害者総合支援法	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設 2-(35)	相談援助業務を行っている職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2431
		一般相談支援事業所 1-(28)	相談支援専門員	1591
のぞみの園の法	特定相談支援事業所 1-(29)	相談支援専門員	1601	
	相談支援事業を行う施設 2-(34)	相談支援専門員	2871	
のぞみの園の法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」 2-(14)	相談援助業務を行っている指導員	2301	
		相談援助業務を行っているケースワーカー	2302	
発達障害者法	発達障害者支援センター 2-(64)	相談支援を担当する職員	2461	
		就労支援を担当する職員	2462	

## 注意事項

(※7) 「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

障害者分野			施設・職種コード
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター 2-(65)	障害者職業カウンセラー	<b>2471</b>
	地域障害者職業センター 2-(66)	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者	<b>2481</b> <b>2482</b>
	障害者雇用支援センター 2-(68)	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	<b>2711</b>
	障害者就業・生活支援センター 2-(70)	主任就業支援担当者	<b>2501</b>
		就業支援担当者	<b>2502</b>
		主任職場定着支援担当者	<b>2503</b>
		生活支援担当職員	<b>2504</b>
職業安定法	公共職業安定所 2-(71)	精神障害者雇用トータルサポーター	<b>2981</b>
		発達障害者雇用トータルサポーター	<b>2982</b>
		雇用トータルサポーター（大学等支援分）	<b>2983</b>
その他	知的障害者福祉工場 2-(15)	相談援助業務を行っている指導員	<b>2311</b>
	聴覚障害者情報提供施設 2-(29)	相談援助業務を行っている職員	<b>2331</b>
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 2-(37)	地域体制整備コーディネーター	<b>2731</b>
		地域移行推進員	<b>2732</b>
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 2-(38)	地域体制整備コーディネーター	<b>2811</b>
		地域移行推進員	<b>2812</b>
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 2-(39)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	<b>2821</b>
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設 2-(40)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	<b>2881</b>
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 2-(67)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	<b>2491</b>
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 2-(69)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	<b>2921</b>

その他の分野			施設・職種コード
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
地域保健法	保健所 1-(1)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	<b>1511</b>
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	<b>1512</b>
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	<b>1513</b>
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	<b>1514</b>

その他の分野		施設・職種コード	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的问题の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
	1-(11)	退院後生活環境相談員	1522
生活保護法	救護施設	1-(15) 生活指導員	1491
	更生施設	1-(15) 生活指導員	1501
自立支援困窮者	授産施設	2-(1) 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供之施設	2-(1) 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
自立支援困窮者	被保護者就労支援事業を行っている事業所	2-(63) 就労支援員	2931
	日常生活支援住居施設	2-(84) 生活支援員 生活支援提供責任者	5181 5182
社会福祉法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員	2941 2942
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員	2943
社会福祉法	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労準備支援担当者 家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2944 2945
	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員） 身体障害者福祉司（指導監督を行う職員） 知的障害者福祉司（指導監督を行う職員） 老人福祉指導主事（指導監督を行う職員） 現業員・ケースワーカー 家庭児童福祉主事 家庭相談員 面接相談員 婦人相談員 母子・父子自立支援員、母子相談員	1471 1472 1473 1474 1481 1482 1483 1484 1485 1486
社会福祉法	1-(16)	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488
社会福祉法	隣保館	2-(9) 相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	2-(10) 専門員 相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。〕	2621 2622
社会福祉法	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	2-(11) 福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。〕	2631 2632

その他の分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
壳春防止法	婦人相談所	相談指導員	1531	
		判定員（心理・職能判定員）	1532	
		婦人相談員	1533	
保健母子法	婦人保護施設	1-(18)	入所者を指導する職員	1541
	母子健康包括支援センター	2-(76)	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
配偶者暴力法	産後ケア事業を実施する施設	2-(85)	相談に応ずる職員	5191
	配偶者暴力相談支援センター	2-(86)	婦人相談員	5201
並び母子及び父子法	母子・父子福祉センター	1-(21)	母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員（母子の相談を行う職員）	1551
刑事収容施設法	刑事施設	2-(16)	刑務官	5011
			法務教官	5012
			法務技官（心理）	5013
			福祉専門官	5014
少年院法	少年院	2-(16)	法務教官	5021
			法務技官（心理）	5022
			福祉専門官	5023
鑑別少年法	少年鑑別所	2-(16)	法務教官	5031
			法務技官（心理）	5032
更生保護法	地方更生保護委員会	2-(17)	保護観察官	2641
			社会復帰調整官	2642
	保護観察所	2-(17)	保護観察官	2651
			社会復帰調整官	2652
更生保護事業法	更生保護施設	2-(18)	補導主任	2661
			補導員	2662
			福祉職員	2663
			薬物専門職員	2664
所裁判法	家庭裁判所	2-(81)	家庭裁判所調査官	5131
補労償働保者災害法	労災特別介護施設	2-(19)	相談援助業務を行っている指導員	2671
医難病等の患者に対する法律	難病相談支援センター	2-(73)	難病相談支援員	5061

その他の分野		施設・職種コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 2-(79)	相談援助業務を行っている職員	<b>5141</b>
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設 2-(23)	相談援助業務を行っている相談員	<b>2721</b>
母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(26)	母子・父子自立支援プログラム策定員	<b>5041</b>
就業支援専門員配置等事業 2-(27)	就業支援専門員	<b>5051</b>
地域福祉センター 2-(53)	相談援助業務を行っている職員	<b>2681</b>
就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 実施要領に規定する事業 2-(54)	就労支援員	<b>2951</b>
ひきこもり地域支援センター 2-(55)	ひきこもり支援コーディネーター	<b>2751</b>
	その他相談援助業務を行っている職員	<b>2752</b>
地域生活定着支援センター 2-(56)	相談援助業務を行っている職員	<b>2761</b>
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所 2-(57)	相談援助業務を行っている相談員	<b>2691</b>
ホームレス自立支援センター 2-(58)	生活相談指導員	<b>2701</b>
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(59)	相談援助業務を行っている職員	<b>2961</b>
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員	<b>2971</b>
自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(61)	主任相談支援員	<b>2891</b>
	相談支援員	<b>2892</b>
	就労支援員	<b>2893</b>
	家計相談支援員	<b>2894</b>
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2-(74)	支援コーディネーター	<b>5071</b>
地域若者サポートステーション 2-(77)	相談援助業務を行っている職員	<b>5151</b>
子ども・若者総合相談センター 2-(78)	相談援助業務を行っている職員	<b>5161</b>
厚生労働大臣が個別に認めた施設 2-(86)	相談援助業務を行っている相談員	<b>9999</b>

\* 上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります（コード**9999**）。

厚生労働大臣の個別認定にあたって、59ページ「4(1) 認定基準」に該当する場合は、別途、書類が必要になりますので、事前に電話で連絡してください。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	<b>3011</b>
	生活指導員	<b>3012</b>
身体障害者福祉ホーム	管理人	<b>3021</b>
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	<b>3031</b>
	精神障害者社会復帰指導員	<b>3032</b>
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	<b>3171</b>
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	<b>3181</b>
知的障害者デイサービスセンター	指導員	<b>3041</b>
	生活指導員	<b>3043</b>
	相談援助業務を行っている職員	<b>3042</b>
知的障害者福祉ホーム	管理人	<b>3051</b>
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕		
	相談援助業務を行っている職員	<b>3061</b>
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	<b>3071</b>
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	<b>3191</b>
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	<b>3081</b>
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	<b>3091</b>

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業〕	生活援助員	<b>3101</b>
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）		
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	<b>3111</b>
ヴィエトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	<b>3121</b>
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員	<b>3131</b>
乳幼児健全育成相談事業 （保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	<b>3141</b>
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	<b>3151</b>
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	<b>3161</b>
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	<b>3201</b>

## IV 資 料

### 社会福祉士国家試験関係法令

#### ○ 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) (抄)

##### (定義)

第2条 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第47条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

##### (社会福祉士試験)

第5条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

##### (受験資格)

第7条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したもの
- 五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの
- 八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 九 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十一 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- 十二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

## 附則（平成19年12月5日）

## 第3条

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、第2条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第7条の規定にかかるわらず、附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して5年を経過するまでの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験を受けることができる。（平成24年12月4日で期間終了）
- 一 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の際に第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第7条第十一号に規定する要件に該当する者
  - 二 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる日から起算して5年を経過する日までに第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第7条第十一号に規定する要件に該当することとなった者

## (社会福祉士試験の無効等)

第8条 厚生労働大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができます。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとすることができる。

## (受験手数料)

第9条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

## (規定の適用等)

第15条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第8条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第8条第1項中「厚生労働大臣」とあり、及び第9条第1項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

## (登録)

第28条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

## 【社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）（抄）】

## (受験手数料)

第12条 法第9条第1項の受験手数料の額は、19,370円（法第38条の規定に基づく厚生労働省令の規定により社会福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合には、19,370円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額）とする。

## 【社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）（抄）】

## (令第12条第1項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額)

第6条の2 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「令」という。）第12条第1項の厚生労働省令で定める場合は、社会福祉士試験を受けようとする者が同時に精神保健福祉士試験を受けようとする場合とする。

2 令第12条第1項の厚生労働省令で定める額は、第5条の2の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあっては16,230円とし、前項に規定する場合にあっては16,840円とする。

## ○ 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）（抄）

## (指定施設の範囲)

第2条 法第7条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定により設置される保健所
- 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 三 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
- 四 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- 六 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設
- 七 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所
- 八 壳春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 九 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- 十 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子・父子福祉センター
- 十二 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
- 十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

○ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。

別添1

指定施設における業務の範囲等

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第2条第1号に規定する保健所にあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (2) 施行規則第2条第2号に規定する児童相談所にあっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第1項に規定する児童福祉司、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士
- (3) 施行規則第2条第2号に規定する母子生活支援施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第27条第1項に規定する母子支援員（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員を含む。）及び少年を指導する職員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付け雇児発0405第11号）に規定する個別対応職員
- (4) 施行規則第2条第2号に規定する児童養護施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する里親支援専門相談員
- (5) 施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る。）にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項（同条第9項において準用される場合を含む。）、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項、第63条第1項、第4項及び第7項並びに第69条に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員
- (6) 施行規則第2条第2号に規定する児童心理治療施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員
- (7) 施行規則第2条第2号に規定する児童自立支援施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員
- (8) 施行規則第2条第2号に規定する児童家庭支援センターにあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
- (9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く。）にあっては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号並びに第2項、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る。）及び訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る。）並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する指導員
- (10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員
- (11) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員
  - ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
  - イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
  - ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
  - エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
- (12) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325001号）第1に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (13) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者福祉センターにあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
- (14) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (15) 施行規則第2条第6号に規定する救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員
- (16) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する

- 現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接相談員、壳春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
- (17) 施行規則第2条第8号に規定する婦人相談所にあっては、「婦人相談所設置要綱について」（昭和38年3月19日付け厚生省発社第35号）別紙（婦人相談所設置要綱）第2に規定する相談指導員又は判定員並びに壳春防止法第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員
- (18) 施行規則第2条第8号に規定する婦人保護施設にあっては、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第8条第1項に規定する入所者を指導する職員
- (19) 施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所にあっては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325002号）第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (20) 施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあっては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号及び第37条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）に規定する生活相談員、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (21) 施行規則第2条第11号に規定する母子・父子福祉センターにあっては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」（平成26年9月30日付け厚生労働省発雇児0930第4号）母子・父子福祉施設設置要綱第1に規定する母子及び父子の相談を行う職員
- (22) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員並びに介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する介護支援専門員、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設にあっては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第2条第1項第6号、第2項第4号及び第3項第7号に規定する介護支援専門員
- (23) 施行規則第2条第12号に規定する地域包括支援センターにあっては、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する包括的支援事業（同法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業（認知症初期集中支援推進事業を除く。）を除く。）に係る業務を行う職員
- (24) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)、第6号イ(1)並びに第7号イ(1)に規定する生活支援員、同項第5号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)、第6号イ(2)並びに第7号イ(2)に規定するサービス管理責任者
- (25) 施行規則第2条第13号に規定する地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員
- (26) 施行規則第2条第13号に規定する福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人
- (27) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員、同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員
- (28) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員

(29) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員

## 2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供的施設

- ・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号）に基づき配置された指導員

(2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院

- ・児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員

(3) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム

- ・生活相談員

(4) 指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設

- ・生活相談員及び計画作成担当者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設

- ・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7に規定する指導員

(6) 障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設

- ・整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第1号に規定する管理人

(7) 障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同項に規定する知的障害者援護施設

- ・整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員

(8) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センター

- ・相談援助業務を行っている相談員

(9) 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館

- ・相談援助業務を行っている指導職員

(10) 都道府県社会福祉協議会

- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添17（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員

(11) 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会

- ・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員

- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添17（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員

(12) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス事業を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている職員

(13) 児童福祉法第6条の2の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関

- ・児童指導員及び保育士

(14) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設

- ・相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー

(15) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場

- ・相談援助業務を行っている指導員

(16) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律

- 第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
- ・刑務官、法務教官、法務技官（心理）及び福祉専門官
- (17) 更生保護法（平成19年法律第88号）第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
- ・保護観察官、社会復帰調整官
- (18) 更生保護事業法施行規則（平成8年法務省令第25号）第1条第4項に規定する更生保護施設
- ・補導主任及び補導員、福祉職員及び薬物専門職員
- (19) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設
- ・相談援助業務を行っている指導員
- (20) 「心身障害児総合通園センターの設置について」（昭和54年7月11日付け児発第514号）別紙（心身障害児総合通園センター設置運営要綱）に基づく心身障害児総合通園センター
- ・相談援助業務を行っている職員
- (21) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている指導員
- (22) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等
- ・相談援助業務を行っている職員
- (23) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」（平成20年7月22日付け雇児発第0722003号）別紙（母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱）に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている相談員
- (24) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (25) 「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号）別紙（利用者支援事業実施要綱）に基づく「利用者支援事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (26) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日付け雇児発0930第4号）別紙（母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱）に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設
- ・母子・父子自立支援プログラム策定員
- (27) 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」（平成26年3月31日雇児発0331第5号）別紙（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱）に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設
- ・就業支援専門員
- (28) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設
- ・児童指導員及び保育士
- (29) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する点字図書館及び同条第3号に規定する聴覚障害者情報提供施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (30) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (31) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (32) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設
- ・児童指導員及び保育士
- (33) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設
- ・児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員
- (34) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）第3条に規定する相談支援専門員
- (35) 「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について（平成26年3月31日付け障発0331第1号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11（3）に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (36) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11（4）に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (37) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」（平成22年3月30日付け障発第0330019号）による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」（平成20年5月30日付け障発第0530001号）別紙（精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設
- ・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (38) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙（精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設
- ・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (39) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」（平成23年4月25日付け障発0425第4号）別添（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）
- (40) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成26年3月31日付け障発0331第2号）別添2（地域移行・地域生活支援事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）

別紙2（地域生活支援促進事業実施要綱）の別記2-21（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業）に基づく「アウトリーチ支援に係る事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）

- (41) 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第7項に規定する通所介護、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）に該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）、基準該当居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）

・生活相談員

- (42) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設

・支援相談員

- (43) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）を行う施設

・オペレーター

- (44) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）を行う施設

・オペレーションセンター従業者

- (45) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）

・生活相談員

- (46) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定複合型サービス（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。）を行う施設

・介護支援専門員

- (47) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を行う施設

・生活相談員及び介護支援専門員

- (48) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所

・介護支援専門員

- (49) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を行っている事業所

・担当職員

- (50) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日付け老発第655号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス

・生活援助員

- (51) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等

・相談援助業務を行っている生活援助員

- (52) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

・相談援助業務を行っている職員

- (53) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター

・相談援助業務を行っている職員

- (54) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業を行っている事業所

・就労支援員

- (55) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添16（ひきこもり支援推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター

・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている職員

- (56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添33（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター  
 ・相談援助業務を行っている職員
- (57) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摶・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所  
 ・相談援助業務を行っている相談員
- (58) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摶・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター  
 ・生活相談指導員
- (59) 「被災者支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」（平成27年4月9日付け雇児発0409第10号・社援発第0409第2号）別添1（被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）実施要領）、「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者支援事業の実施について」の一部改正について（平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇児発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号）による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」別添1（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領）、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摶・「絆」再生事業実施要領）第3の2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」（平成21年8月20日付け老発0820第5号）の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記1（地域支え合い体制づくり事業）に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所  
 ・相談援助業務を行っている職員
- (60) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成29年5月17日社援発第0517号）による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領）及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添20（被災者見守り・相談支援等事業実施要領）に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所  
 ・相談援助業務を行っている職員
- (61) 「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の運営について」（平成22年1月28日付け社援発0128第1号）別添1（自立相談支援モデル事業運営要領）に基づく自立相談支援機関及び同通知別添4（家計相談支援モデル事業運営要領）に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所  
 ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員
- (62) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所  
 ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者及び家計改善支援員（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む）
- (63) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所  
 ・就労支援員
- (64) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条に規定する発達障害者支援センター  
 ・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙（発達障害者支援センター運営事業実施要領）に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
- (65) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第2号に規定する広域障害者職業センター  
 ・障害者職業カウンセラー
- (66) 障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センター  
 ・障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者
- (67) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第82号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人  
 ・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (68) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第27条に規定する障害者雇用支援センター  
 ・旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
- (69) 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第81号）による改正前の雇用保険法施行規則第118条の3第6項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人  
 ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (70) 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター  
 ・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2（障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱）に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙3（障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱）に規定する生活支援担当職員
- (71) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に規定する公共職業安定所  
 ・精神障害者雇用トータルサポートー、発達障害者雇用トータルサポートー及び雇用トータルサポートー（大学等支援分）
- (72) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（平成21年3月31日付け20文科生第8117号文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱」（平成25年4月1日付け文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関  
 ・スクールソーシャルワーカー
- (73) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条に規定する難病相談支援センター  
 ・難病相談支援員
- (74) 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」（平成19年5月25日付け障発0525001号）に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関  
 ・支援コーディネーター

- (75) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号)別添(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点  
 ・相談援助業務を行っている職員
- (76) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条に規定する母子健康包括支援センター  
 ・同法第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
- (77) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション  
 ・相談援助業務を行っている職員
- (78) 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)に基づく子ども・若者総合相談センター  
 ・相談援助業務を行っている職員
- (79) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関  
 ・相談援助業務を行っている職員
- (80) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく基幹相談支援センター  
 ・相談援助業務を行っている職員
- (81) 裁判所法に基づく家庭裁判所  
 ・家庭裁判所調査官
- (82) 児童福祉法第19条の22に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所  
 ・「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」(平成29年5月22日付け健発0522第1号)に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員
- (83) 医療的ケア児等総合支援事業の実施について(平成31年3月27日付け障発0327第19号)に基づく「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所・医療的ケア児等コーディネーター
- (84) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設  
 ・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号)第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者
- (85) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設  
 ・同条に規定する相談に応ずる職員
- (86) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成十三年法律第三十一号)第3条に基づく配偶者暴力相談支援センター  
 ・同法第4条の婦人相談員
- (87) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から(86)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設  
 ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

### 3 業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1及び2に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。

### 4 2 (87) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

#### （1）認定基準

- ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。  
 (福祉に関する相談援助とは認められないものの例)  
 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等
- イ 上記1及び2の(1)から(86)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

#### （2）認定の手続

- ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(87)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。
- イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。(別記様式(略))

### ○ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第30号厚生省社会局庶務課長、厚生省児童家庭局企画課長通知)(抄)

#### 1 業務従事期間の認定

過去において福祉に関する相談援助の業務又は介護等の業務に従事していた期間を有する者については、従事していた時期、現在の職業等を問わず、当該従事していた期間について業務経験を認定するものであること。

#### 2 福祉に関する相談援助の業務の範囲

- (1) 局長通知別添1に掲げる者には、次の①及び②に掲げる者が含まれること。
- ① 相談援助の業務を行うことが業務分掌上明確になっている相談員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員(相談員等、相談援助の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。)であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの
- ② 当該施設又は事業における福祉に関する相談援助の業務以外の業務を兼務している職員(そのことが辞令により明確になっている職員に限る。)であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの

○ 「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」(昭和62年厚生省告示第203号)(抄)

〔「相談援助実習」における実習施設〕

- 1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号。以下「養成施設規則」という。)第3条第1号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号。以下「学校規則」という。)第3条第1号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号)第4条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。
  - 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
  - 2 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院及び診療所
  - 3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
  - 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神保健福祉センター
  - 5 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設
  - 6 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
  - 7 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
  - 8 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所
  - 9 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター
- 10 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業
- 11 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子・父子福祉センター
- 12 更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護施設
- 13 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健施設、介護医療院及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業
- 14 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 15 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に規定する発達障害者支援センター
- 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- 17 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
- 18 前各号に準ずる施設又は事業

○ 社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について

(平成20年11月11日社援発第1111001号厚生労働省社会・援護局長通知)

社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和62年厚生省告示第203号。以下「実習施設等告示」という。)に定められているところであるが、実習施設等告示第1項第18号に掲げる施設又は事業を下記のとおり定め、平成21年4月1日より適用することとしたので、参考まで通知する。

記

1. 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく身体障害者福祉工場
2. 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場
3. 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行う施設
4. 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援第0331021号)別添14(ホームレス自立支援事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センター
5. 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター
6. 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)に基づく隣保館
7. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設
8. 「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号)別添(「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点
9. 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第5号)に基づく子育て世代包括支援センター
10. 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
11. 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)に基づく子ども・若者総合相談センター
12. 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく基幹相談支援センター
14. 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)別添1の2において掲げる施設(上記1から13まで及び実習施設等告示に定められている施設を除く。)
15. 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所
  - (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。
  - (2) 独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。
  - (3) 利用者からの相談に応じるために必要な広さを有する区画が設けられていること。
  - (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。
  - (5) 事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること。
16. 福祉に関する業務を行うことが定款、実施要綱等において明記されている法人